

# 十和田市経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【市街地宿泊事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 十和田市内（大字奥瀬・法量・沢田地区を除く）において、旅館業法に基づく旅館・ホテル営業を行う方です。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）は対象外となります。

また、農家民宿など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合も、対象外となります。

なお、大字奥瀬・法量・沢田地区において旅館・ホテル営業を行う方は『観光事業者』のページをご覧ください。

問2 添付書類を教えてください。

→ 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。

- ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ・令和2年6月5日時点の客室数の分かる書類等の写し

例) 営業許可を受ける際に添付した資料、保健所等へ報告している資料、ホームページ等で部屋数を公開している場合はそのページを印刷したものなど、様式は問いません。